



重い病気
への備え

意向確認
ご加入前
ご確認

重病克服支援制度は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年2月1日(土)～2026年1月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 年金での受取も可能です。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者		
		500万円	400万円	300万円
主契約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	500万円	400万円	300万円
	〔特定疾病保険金〕（※ 1）			
	● 死亡・所定の高度障害状態のとき			
	〔死亡・高度障害保険金〕（※ 1）			
7大疾病保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	250万円	200万円	150万円
	〔7大疾病保険金〕（※ 2）			
がん・上皮内新生物保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	50万円	40万円	30万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※ 2）			



（※ 1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※ 2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物保険金 50万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	7大疾病の保障 ※特約を付加した場合	死亡・高度障害	●		500万円
		悪性新生物（がん） ^(注)	●	●	800万円
		急性心筋梗塞	●		750万円
		脳卒中	●		
			支払事由のいずれかに該当		
		重度の糖尿病	●		250万円
		重度の高血圧性疾患	●		
		慢性腎不全	●		
		肝硬変	●		
			支払事由のいずれかに該当		
上皮内新生物				●	50万円

（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

 **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金 ^{※13}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物 保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ます。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.55**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.68**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.63**

保険料

- 月額保険料（単位：円） ＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・400万円・300万円＞
- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
 - ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
16～20歳 (2004.8.2～ 2009.8.1)	740	325	65	592	260	52	444	195	39
21～25歳 (1999.8.2～ 2004.8.1)	995	350	65	796	280	52	597	210	39
26～30歳 (1994.8.2～ 1999.8.1)	1,020	400	70	816	320	56	612	240	42
31～35歳 (1989.8.2～ 1994.8.1)	1,265	525	80	1,012	420	64	759	315	48
36～40歳 (1984.8.2～ 1989.8.1)	1,720	675	100	1,376	540	80	1,032	405	60
41～45歳 (1979.8.2～ 1984.8.1)	2,390	975	150	1,912	780	120	1,434	585	90
46～50歳 (1974.8.2～ 1979.8.1)	4,005	1,700	235	3,204	1,360	188	2,403	1,020	141
51～55歳 (1969.8.2～ 1974.8.1)	6,660	2,700	360	5,328	2,160	288	3,996	1,620	216
56～60歳 (1964.8.2～ 1969.8.1)	10,440	4,600	620	8,352	3,680	496	6,264	2,760	372
61～65歳 (1959.8.2～ 1964.8.1)	16,285	7,325	1,135	13,028	5,860	908	9,771	4,395	681
66～70歳 (1954.8.2～ 1959.8.1)	24,120	10,575	1,740	19,296	8,460	1,392	14,472	6,345	1,044
71歳 (1953.8.2～ 1954.8.1)	30,360	13,025	2,075	24,288	10,420	1,660	18,216	7,815	1,245

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
72歳 (1952.8.2～ 1953.8.1)	32,805	13,900	2,195	26,244	11,120	1,756	19,683	8,340	1,317
73歳 (1951.8.2～ 1952.8.1)	35,455	14,750	2,305	28,364	11,800	1,844	21,273	8,850	1,383
74歳 (1950.8.2～ 1951.8.1)	38,385	15,650	2,420	30,708	12,520	1,936	23,031	9,390	1,452
75歳 (1949.8.2～ 1950.8.1)	41,665	16,275	2,535	33,332	13,020	2,028	24,999	9,765	1,521

重病克服支援制度

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
16～20歳 (2004.8.2～ 2009.8.1)	615	325	75	492	260	60	369	195	45
21～25歳 (1999.8.2～ 2004.8.1)	740	375	125	592	300	100	444	225	75
26～30歳 (1994.8.2～ 1999.8.1)	945	500	160	756	400	128	567	300	96
31～35歳 (1989.8.2～ 1994.8.1)	1,355	725	225	1,084	580	180	813	435	135
36～40歳 (1984.8.2～ 1989.8.1)	2,000	1,100	305	1,600	880	244	1,200	660	183
41～45歳 (1979.8.2～ 1984.8.1)	2,930	1,825	400	2,344	1,460	320	1,758	1,095	240
46～50歳 (1974.8.2～ 1979.8.1)	3,700	2,375	500	2,960	1,900	400	2,220	1,425	300
51～55歳 (1969.8.2～ 1974.8.1)	4,845	3,025	515	3,876	2,420	412	2,907	1,815	309
56～60歳 (1964.8.2～ 1969.8.1)	5,975	4,025	595	4,780	3,220	476	3,585	2,415	357
61～65歳 (1959.8.2～ 1964.8.1)	8,490	4,775	805	6,792	3,820	644	5,094	2,865	483
66～70歳 (1954.8.2～ 1959.8.1)	11,220	6,375	905	8,976	5,100	724	6,732	3,825	543
71歳 (1953.8.2～ 1954.8.1)	13,930	7,250	990	11,144	5,800	792	8,358	4,350	594

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円
72歳 (1952.8.2～ 1953.8.1)	15,300	7,525	1,025	12,240	6,020	820	9,180	4,515	615
73歳 (1951.8.2～ 1952.8.1)	16,810	7,825	1,060	13,448	6,260	848	10,086	4,695	636
74歳 (1950.8.2～ 1951.8.1)	18,385	8,100	1,095	14,708	6,480	876	11,031	4,860	657
75歳 (1949.8.2～ 1950.8.1)	20,030	8,550	1,135	16,024	6,840	908	12,018	5,130	681

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

保障内容と保険料

●保障内容等

保障区分	保障内容	保障額
		本 人・配偶者
		100万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	100万円
	〔特定疾病保険金〕（※ 1）	
	●死亡・所定の高度障害状態のとき	
7大疾病保障特約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	50万円
	〔7大疾病保険金〕（※ 2）	
	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	
がん・上皮内新生物保障特約	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※ 2）	10万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

●月額保険料（単位：円） ＜保険期間 1 年、集団扱月払、主契約保険金額100万円＞

男性			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約
	100 万円	50 万円	10 万円
16～20歳 (2004.8.2～2009.8.1)	148	65	13
21～25歳 (1999.8.2～2004.8.1)	199	70	13
26～30歳 (1994.8.2～1999.8.1)	204	80	14
31～35歳 (1989.8.2～1994.8.1)	253	105	16
36～40歳 (1984.8.2～1989.8.1)	344	135	20
41～45歳 (1979.8.2～1984.8.1)	478	195	30
46～50歳 (1974.8.2～1979.8.1)	801	340	47
51～55歳 (1969.8.2～1974.8.1)	1,332	540	72
56～60歳 (1964.8.2～1969.8.1)	2,088	920	124
61～65歳 (1959.8.2～1964.8.1)	3,257	1,465	227
66～70歳 (1954.8.2～1959.8.1)	4,824	2,115	348
71歳 (1953.8.2～1954.8.1)	6,072	2,605	415
72歳 (1952.8.2～1953.8.1)	6,561	2,780	439
73歳 (1951.8.2～1952.8.1)	7,091	2,950	461
74歳 (1950.8.2～1951.8.1)	7,677	3,130	484
75歳 (1949.8.2～1950.8.1)	8,333	3,255	507

女性			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約
	100 万円	50 万円	10 万円
16～20歳 (2004.8.2～2009.8.1)	123	65	15
21～25歳 (1999.8.2～2004.8.1)	148	75	25
26～30歳 (1994.8.2～1999.8.1)	189	100	32
31～35歳 (1989.8.2～1994.8.1)	271	145	45
36～40歳 (1984.8.2～1989.8.1)	400	220	61
41～45歳 (1979.8.2～1984.8.1)	586	365	80
46～50歳 (1974.8.2～1979.8.1)	740	475	100
51～55歳 (1969.8.2～1974.8.1)	969	605	103
56～60歳 (1964.8.2～1969.8.1)	1,195	805	119
61～65歳 (1959.8.2～1964.8.1)	1,698	955	161
66～70歳 (1954.8.2～1959.8.1)	2,244	1,275	181
71歳 (1953.8.2～1954.8.1)	2,786	1,450	198
72歳 (1952.8.2～1953.8.1)	3,060	1,505	205
73歳 (1951.8.2～1952.8.1)	3,362	1,565	212
74歳 (1950.8.2～1951.8.1)	3,677	1,620	219
75歳 (1949.8.2～1950.8.1)	4,006	1,710	227

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

重病克服支援制度の年金受取について

保険金を療養費として年金受取にすることが可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

保険金額 (全額一時金の場合)		年金受取 プラン	受取イメージ(例)				
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
本人・ 配偶者	500万円	5年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.4万円 ×12カ月	年金月額 約8.4万円 ×12カ月	年金月額 約8.4万円 ×12カ月	年金月額 約8.4万円 ×12カ月 (年金原資 400万円)
	400万円	4年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月 (年金原資 300万円)
	300万円	3年受取 プラン	一時金 100万円	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月 (年金原資 200万円)

●従来どおり、各コースとも一時金受取が可能です。

※年金額は、「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

1.年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
2.配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3.年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4.年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5.年金払の対象となる保険金	●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。